

事 務 連 絡
平成27年8月10日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の
業務管理体制の整備について

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成27年4月1日より子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第55条の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（設置主体を問わない。以下「設置者・事業者」という。）は法令遵守等の業務管理体制を整備し、行政機関に届け出ることとされました（届出先については、資料3の3.をご参照ください）。

つきましては、業務管理体制の整備について、別添の資料（1～3）のとおりお示ししますので、資料1のとおり、資料2・資料3を参考に設置者・事業者にご周知いただくとともに、制度の円滑な推進に御協力くださいますよう、よろしくお取り計らい願います。

また、貴都道府県におかれましては、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、この旨を周知していただくとともに、各市町村における本事務の適切な実施に御配慮くださいますようお願いいたします。

【別添資料】

（資料1）周知主体の整理について

（資料2）「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者のみなさまへ」（設置者・事業者送付用リーフレット）

（資料3）「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について」

(資料1) 周知主体の整理について

【概要】

設置者・事業者へ周知していただく主体を整理。

(資料2) 「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者のみなさまへ」(事業者送付用リーフレット)

【概要】

設置者・事業者への業務管理体制整備の周知等に御活用ください。

(資料3) 「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について」

【概要】

届出様式例及び記載事項の記入例をまとめたものであり、設置者・事業者への情報提供等の際に御活用ください。

なお、届出様式の各項目については、各項目が届出業務に必要な事項を網羅していること、当該様式に基づき全国統一の「子ども・子育て支援全国総合システム」を構築していることから各都道府県・市町村におかれても、可能な限り当該様式を使用していただくようお願いします。

また、届出書の受理後は、「子ども・子育て支援全国総合システム」の業務管理体制事項に入力をお願いします。

【担当】

内閣府子ども・子育て本部 参事官(子ども・子育て支援担当) 付
業務管理体制検査官 青木

〒100-8914 千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

TEL : 03-5253-2111(内 : 38350) 03-6257-1466(直通)

FAX : 03-3581-0992